
令和 7 年大和町議会 3 月定例会議会議録

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	早 坂 基 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	八 卷 利栄子 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	商 工 観 光 課 企 業 立 地 推 進 室 長	星 正 己 君
総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 （今野善行君）

おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番本田昭彦君及び2番佐野瑠津さんを指名いたします。

日程第 2「議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算」

日程第 3「議案第35号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第36号 令和7年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5「議案第37号 令和7年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第38号 令和7年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第39号 令和7年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 8「議案第40号 令和7年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9「議案第41号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第42号 令和7年度吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第11「議案第43号 令和7年度大和町下水道事業会計予算」

日程第12「議案第44号 令和7年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第2、議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算から日程第12、議案第44号 令和7年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

それでは、昨日に引き続き、議案第34号について提出者の説明を求めます。教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長 （青木 朋君）

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度各種会計予算及び予算に関する説明書86ページをお願いいたします。中段からになります。

9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費は、教育委員会運営に係る経費でございます。

1節及び8節は、教育委員4名の報酬及び費用弁償等でございます。9節は、教育長交際費。10節は、事務用消耗品等。13節は、教育委員会研修会の際等に係るもの。18節は、仙台管内教育委員会協議会ほか2団体に対する負担金でございます。

続きまして、87ページにまたがりますが、2目事務局費でございます。

教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、子どもの心のケアハウス事業に要する経費の予算計上でございます。なお、今年度まで実施の志まなび塾事業は、事業の見直し等含め検討するため、令和7年度は休止としております。

1節、3節及び4節は、教育支援委員会委員2名、いじめ問題対策連絡協議会等委員13名、会計年度任用職員の教育相談員2名及び子どもの心のケアハウス職員6名の人件費等でございます。

88ページをお願いいたします。

7節報償金は、教職員の各種研修会、夢と希望と志を語る会等の講師謝金。賞賜金は、教育論文応募者に対するものでございます。8節の費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員に対するもの、普通旅費は教育長出席の各種会議等及び職員の事業旅費、会計年度任用職員の教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の通勤手当でございます。10節の主なものといたしましては、コピー代等一般事務用品、ICT機器等消耗品でございます。燃料費は、公用車ガソリン代。食糧費は、就学時健診従事者昼食代及び夢と希望と志を語る会の講師昼食代などでございます。印刷製本費は、町の教育について紹介する冊子の大和町の学校教育や、家庭学習の手引きなどに要するもの。光熱水費は、子どもの心のケアハウスの電気料及び水道

料。修繕料は、小中学校 I C T 機器及び公用車点検等の整備料に要するものでございます。11節の通信運搬費は、郵便料やファクシミリ回線利用料など。手数料は、自動検査用器具点検料などに要するもの。保険料は、公用車自動車損害保険などでございます。12節は、中学校 3 年生を対象に実施の土曜学習まほろば塾に係るもの。さらに、中学 1 年生から 2 年生までを対象にした短期的な教室も新たに追加し、実施するための委託料、標準学力調査等に係るもの、心のプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手業務、学校教育用コンピューター等保守、校務支援システム保険金の回収業務、小中学校 I C T 支援員の派遣業務及び小学校陸上記録会の際のテント設営業務に係る委託料でございます。13節の機械借上げは、デジタル教科書、教職員用パソコン、小中学校ネットワークセキュリティー機器、モバイル W i - F i 、タブレットドリル、子供の心のケアハウスのパソコン及び電話機器等の賃借料。車借上料は夢と希望と志を語る会の児童生徒輸送用バス及び子供の心のケアハウス用公用車に係るものでございます。有料道路通行料及び駐車場使用料は、教育関係会議等での利用に係るものでございます。システム利用料は、学校校務の支援システムの利用料でございます。17 節の庁用器具費は故障等による更新で、学校用大型モニター 33 台分の購入する費用でございます。18節は、県町村教育長会ほか 5 団体に対する負担金で、補助金は町外の小中学校に就学している児童生徒等に対し助成しております学校給食費の補助。各種検定料助成事業は、対象これまでの中学生のほか、新たに小学 4 年生から 6 年生まで拡充し助成するものでございます。

89ページをお願いいたします。

24節は学校教育施設整備基金及び学校教育振興基金への過日分の積立てでございます。

次に、2 項 1 目学校管理費でございます。小学校 6 校の管理運営及び児童、教職員の健康診断等、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1 節の産業医は、教職員が 50 名以上の吉岡小学校及び小野小学校に、労働安全基準法に基づき配置する者、学校医 16 名、薬剤師 6 名に対する報酬でございます。会計年度任用職員は、夏休みプール開放の際の監視補助員及び教職員の負担軽減を図るため、授業準備など教員が行っている事務や作業を支援するスクールサポートスタッフを、大規模校に各 1 名を新たに配置するものでございます。3 節及び 4 節はスクールサポートスタッフの期末手当、勤勉手当、社会保険料等でございます。7 節の報償金は、民間教育サポーター、各小学校の環境整備、嘉太神分校清掃作業及び体育館巡視等に要するもの。賞賜金は運動会商品及び卒業記念品代にするものでございます。8 節は、

プール監視員補助員及びスクールサポートスタッフの通勤手当でございます。10節の主なものとしては、小学校6校で必要とします消耗品費、FF暖房等の燃料費、来客用茶代、各種印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は施設備品等の修繕でございます。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料はプール水質検査料、ピアノ調律代など。火災保険料及び保険料は小学校等の施設に係るものでございます。12節は、児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員、施設管理等の業務、学校警備委託及び新たに吉岡小学校の体育館を今後一般開放していくための施設等の業務に係るものでございます。13節は、鶴巣小学校通路の土地借上料、印刷機、プリンター借上げ等の機械借上料。

90ページをお願いいたします。

車借上料は陸上記録会、民間教室等の児童輸送のほか、難波地区の児童輸送に係るもの。テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節は、小学校6校の移動式黒板等の学校管理用備品の購入に要するもの。18節は、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金ほか6団体への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。

小学校6校の教育振興に係る経費、学校地域共学教育推進事業に要する経費でございます。1節、3節及び4節は、会計年度任用職員の学習支援員22名及び学校図書支援員6名の人件費でございます。7節はスクールソーシャルワーカー2名の報償金及び国際理解教育授業の講師謝金。8節はスクールソーシャルワーカーの費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は小学校6校の消耗品及び教材備品の修繕料。11節は、小学校における不用試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険。13節はたいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料。17節は授業に用いる一般教材及び学校図書購入に要するものでございます。

91ページをお願いします。

18節は自宅から学校まで4キロメートル以上を対象とする遠距離通学児童への交付金及び学校地域共学推進事業費として各学校に交付する費用でございます。19節は、要保護及び準要保護並びに特別支援教育児童に対します学校用品等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。小学校施設の維持管理に要する経費でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品費として一般消耗品、砂代、鶴巣小のイノ

シシ侵入防止柵帯。修繕料は、学校施設の急破修繕のほか、吉田小学校飲料水受水槽吸水管保温交換修繕ほか各学校の施設設備の修繕等でございます。11節は、小学校における不要物品等の廃棄処理に係る手数料。12節の業務委託は難波校舎の敷地内維持管理、各小学校の樹木伐採剪定経費として。施設備品管理委託は各小学校の消防設備、自家用電気工作物、小荷物専用昇降機、F F 暖房機、空調設備及び学校遊具等の保守点検に要する費用でございます。13節は、A E D の借上料。14節は小野小学校非常用階段塗装工事に要するものでございます。

次に、4 目小学校建設費は、吉岡小学校仮設校舎解体及び校庭等の外構工事等に要する経費でございます。

7 節は改築検討委員会委員への報償金。10節は事務消耗品及び会議等のお茶代等。12節は外構工事設計単価の入替え業務。13節は解体を含む仮設校舎等の借上料。14節は校庭等の外構工事に要するものでございます。

次に、3 項中学校費 1 目学校管理費でございます。中学校 2 校の管理運営及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1 節は、学校医 8 名、薬剤師 2 名及び会計年度任用職員の中学校業務員及び小学校費同様、新たに各校へ配置するスクールサポートスタッフの報酬でございます。

92ページをお願いします。

3 節及び 4 節は、業務員及びスクールサポートスタッフの期末手当、勤勉手当及び社会保険料等でございます。7 節は各中学校の環境整備の作業員及び体育館巡視員等への報償金。賞賜金は運動会賞品及び卒業生の記念品代。8 節は中学校業務員及びスクールサポートスタッフの通勤手当でございます。10節の主なものといたしましては、各校の事務消耗品、F F 暖房機の燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は、施設備品等の修繕及び学校楽器等の修繕でございます。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は、飲料水水質検査手数料やクリーニング手数料など、施設火災保険料、施設賠償保険料などに要するものでございます。12節は、生徒及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員 3 名の委託、スクールバス運行業務及び学校警備の委託などでございます。13節は、スクールバスの転回場の土地借上料、印刷機プリンターの借上料、中総体、駅伝大会、スクールバス代替のタクシー等の生徒輸送に係る車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節は学校用備品、生徒用机、椅子等の購入に要する費用。18節の負担金は、黒川地区防火管理協議会ほか 7 団体への負担金でございます。

93ページをお願いします。

補助金は、中総体東北大会等に参加する生徒への補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校2校の教育振興に係る経費、学校地域共学推進事業等に要する経費でございます。

1節は会計年度任用職員の学習支援員4名と、学校図書支援員2名及び部活動指導員6名の報酬。3節及び4節は、学習支援員及び学校図書支援員の期末手当、勤勉手当、社会保険料。8節は、学習支援員、図書支援員及び活動指導員の通勤手当。10節は各中学校の授業用消耗品及び教材備品の修繕料など。11節は、電話料及び不用試薬廃棄手数料。17節は、一般教材備品と各中学校吹奏楽部の楽器購入及び学校図書購入に要するものでございます。18節の交付金は、学校地域共学推進事業費として各学校へ交付を行うものでございます。19節は要保護及び準要保護生徒及び特別支援教育生徒に対します学用品等の奨励費でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。10節の主なものといたしましては、砂等の消耗品費。修繕料は、学校施設の急破修繕のほか、宮床中学校小荷物専用昇降機部品交換修繕等でございます。11節は、不用物品等の廃棄処理に係る手数料、12節は、各中学校の支障木伐採、自家用電気工作物、消防設備、FF暖房機、小荷物専用昇降機、空調設備等の保守点検業務及び大和中学校自家用電気工作物PCB農道分析調査業務等でございます。13節は、AEDの借上料でございます。

94ページをお願いいたします。

14節は、大和中学校校内放送設備機器更新工事。宮床中学校貯水槽設備改修工事、宮床中学校音楽室防音扉設置工事に要するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費は、生涯学習推進のため、各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、共同教育、放課後子供教室、地域未来塾コーディネーター等配置事業、成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

1 節は、社会教育委員及びパートタイム会計年度任用職員の報酬に要します費用でございます。3 節、4 節はパートタイム会計年度任用職員に係ります期末手当、社会保険料、共済組合負担金に要します費用でございます。7 節は文化講演会のほか、各種事業等に係ります講師謝金等に要します費用、報償金。

95ページをお願いいたします。

第26回原阿佐緒賞での受賞者への記念品、副賞等に要します賞賜金でございます。

8 節は、社会教育委員、各種事業の講師等に要します費用弁償、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要します費用でございます。10節は、各種事業の実施に伴います事務用品のほか、公用車2台分の燃料代、会議等でのお茶代、事業の募集案内や原阿佐緒賞の作品集などの印刷代、民族談話室の電気水道代、公用車等の小破修繕に要します費用でございます。11節は、各種事業の連絡用郵送料及び携帯電話使用料のほか、原阿佐緒賞の作品募集を掲載する広告料、公用車の車検印紙代、施設等の火災保険料、公用車の自動車損害保険料、各種事業の実施に伴います傷害保険料に要します費用でございます。

12節は、文化講演会の講師派遣業務、宮床歴史の村指定管理料、施設の長寿命化に向けた原阿佐緒記念館の改修実施設計業務、その他社会教育施設の管理業務に要します費用でございます。13節は、民族談話室の敷地借上げに係ります土地借上料、共同教育事業の農機具借上料、原阿佐緒賞の選考委員の送迎に係る車借上料、有料道路通行料と施設使用料は、青少年事業たいわっ子未来塾の宿泊体験学習に要します費用でございます。14節は、宮床歌の小径の橋修繕工事に要します費用。18節は、黒川郡社会教育委員連絡協議会ジュニアリーダー育成事業参加のための負担金、補助金は、町PTA連合会ほか3団体への交付に要します費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、2目公民館費でございます。公民館の事業運営に係る経費で、公民館、分館長会の事業や青少年、成人、高齢者の教育事業、芸術文化の推進事業、図書室の運営事業でございます。

1 節は図書室パートタイム会計年度任用職員4名の報酬。3 節と4 節につきまして

は、同じく会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当と社会保険料、共済組合負担金。

7節は分館長41名と地域交流の集い等の報償金、またふるさと体感隊、成人式手話通訳、まほろば大学の各種講座の講師や書き初め大会の審査員の謝礼等。賞賜金は、地域交流の集い、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品等でございます。8節は、分館長会議に伴う費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節消耗品は、各種事業の材料代や図書室の購入等。燃料費は、公用車ガソリン代。食糧費は、成人式や町民文化祭等の事業に伴う講師、協力者のお茶代、昼食代。

97ページになります。

印刷製本費は、成人式の冊子や町民文化祭のポスター、書き初め大会賞状の印刷、修繕料は公用車の小破修繕と点検費用等。11節は、各種事業や講座の案内等の郵送料、電話料、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料。12節は、町民文化祭の音響照明操作業務委託料でございます。13節につきましては、図書システムソフト借上料、町婦人会や遊学講座移動研修のバス借上料、有料道路の通行料でございます。また、会議研修会に伴う駐車料金になります。17節につきましては、貸出し用プロジェクタースクリーンと図書室書棚等の購入費でございます。18節につきましては、県図書館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金、また、町連合会青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。文化財保護費は、文化財愛護の普及活動や開発に伴います発掘調査、文化財めぐりや郷土史講座の開催などを行う経費でございます。

1節は文化財保護委員5名と発掘調査員に伴います作業員等のパートタイム会計年度任用職員の報酬に要します費用でございます。4節はパートタイム会計年度任用職員の社会保険料。7節は、郷土史講座、文化財めぐりの講師等の謝金に要します費用でございます。8節は、文化財保護委員、郷土史講座の講師にかかります費用弁償、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に要します費用でございます。10節は事務費や文化財の保存調査用品等をはじめ、発掘調査用の発電機燃料代、文化財めぐりで

の参加者昼食代等。

98ページをお願いいたします。

印刷費は、保存資料、写真プリント代、信楽寺跡の電気水道代ほか、小破修繕に要します費用でございます。11節は、連絡用郵送料、携帯電話使用料金の通信費、水道開栓手数料、文化財めぐりの参加者傷害保険料に要します費用でございます。13節は、発掘調査に係ります重機借上料、文化財めぐりの事業に係ります車借上料、施設入場料に要します費用でございます。14節は、文化財説明板の設置工事に要します費用。18節は、町内文化財保護団体9団体への交付に要します費用。22節は、県教育委員会より、文化財保護に係る経由処理交付金の返納が生じた場合に要します費用を科目設定しているものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、4目まほろばホールの管理費でございます。まほろばホール施設管理運営に係る経費を計上したものでございます。

1節は、まほろばホール運営委員会委員と窓口業務パートタイム会計年度任用職員2名の報酬、3節と4節は同じく会計年度任用職員の期末勤勉手当と社会保険料、共済組合負担金。8節につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節消耗品は、事務用品と看板作成、インク代等。燃料費は、冷暖房用の灯油代、調理室等のガス代、公用車ガソリン代。食糧費は、来賓用お茶代。印刷製本費は、連絡用封筒。光熱水費は電気料と上下水道料、修繕料は公用車の小破修繕と設備修繕でございます。11節につきましては、連絡用郵送料、電話料。

99ページをお願いいたします。

小ホールのピアノの調律手数料、座布団等のクリーニング代、建物火災保険料等でございます。12節は、舞台機構等の操作や総合管理、休日窓口、植栽木手入れ、除雪に伴う業務委託料でございます。また、ホール等空調配管更新工事実施設計業務、外壁修繕工事単価入替え業務、舞台照明や舞台音響、舞台機構設備等保守点検、大ホール用ピアノ保守点検、まほろばホール警備業務でございます。13節につきましては、AEDパッケージの賃借料、施設予約システムに係る借上料と機器賃借料、テレビ受

信料、電力量の監視システム使用料。14節は受水槽修繕、大会議室プロジェクター更新、中央監視設備の更新、階段手すり新設工事等になります。17節は、物品倉庫と窓口用レジスターの購入費用。18節は、黒川地区危険物安全協会、黒川地区防火管理協議会、公立文化施設協議会、防火管理者資格取得の負担金になります。また、町文化振興協会運営費の補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要します経費でございます。

7節は、各体育館の巡視員に要します費用。10節は、各施設の維持管理用品をはじめ草刈り機、燃料代、電気水道代、小破修繕に要します費用でございます。11節は、各施設の飲料水検査と蜂の巣駆除に要します手数料、施設の火災保険料、施設賠償保険等に要します費用でございます。12節は、用務員工程管理、除雪業務等に係る業務委託。

100ページ目をお願いいたします。

施設遊具点検業務ほか施設警備、設備等の保守点検に要します費用でございます。13節はAED賃借料のほか、テレビ聴取料、清掃用具レンタル料に要します費用。17節は折り畳み式リヤカー、刈り払い機各1台等の購入に要します費用でございます。18節は、黒川地区防火管理協議会、防火管理講習会受講料への負担金に要します費用でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

続きまして、6目森の学び舎活動費は、升沢森の学び舎施設の維持管理に要する経

費について計上いたしております。

7節は、清掃作業に要する報償金。10節は、清掃用等消耗品代、施設の電気水道料、小破修繕料。11節は、し尿くみ取り手数料及び火災保険料等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。保健体育総務費は、スポーツ推進のため、スポーツ審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞顕彰、スポーツ奨励金、スポーツ支援の維持管理、大会開催等に要します経費でございます。

1節はスポーツ審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬に要します経費でございます。7節の報償金は、スポーツ賞選考委員、学校部活動地域移行検討委員への謝金、賞賜金はスポーツ賞表彰者への記念品代のほか、スポーツにおいて全国大会等へ出場する個人、団体へ交付をしておりますスポーツ支援奨励金につきましては、新年度より東北大会出場者も対象者に含め、事業の拡充を図るために経費に要します費用でございます。8節は、スポーツ審議会、スポーツ推進委員の費用弁償。福島県田村市で開催予定の東北地区スポーツ推進委員研修会への参加者3名分の宿泊費に要します経費でございます。10節は、事務用品をはじめ公用車1台の燃料代、各種委員会のお茶代、公用車小破修繕に要します費用でございます。

101ページをお願いいたします。

11節は、連絡切手代のほか各施設の火災保険料、公用車1台の自動車損害保険料、スポーツ推進委員の傷害保険料に要します費用でございます。12節は、3期目11年となる体育施設の指定管理料及び地域連携型サイクリング事業、サイクルボール業務に要します費用でございます。13節は、東北地区スポーツ推進委員研修会への参加のために要します有料道路通行料。14節は、総合体育館北側搬入ドア修繕工事及び総合運動公園内への日除け設置工事に要します費用。17節は、陸上競技場高跳び用マット購入に要します費用でございます。18節の負担金は、国県仙台地区のスポーツ推進委員協議会、東北6県輪番制により開催をされます東北総合スポーツ大会、自転車競技の全国大会誘致開催に伴います開催地負担金、新年度から加入を予定しております自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村長会への加入負担金。補助金は、町ス

ポーツ協会と、町スポーツ少年団へ交付いたします費用でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内の5か所のレクリエーション広場の管理の経費に要します経費でございます。10節は、各広場のグラウンド砂代、電気水道代、小破修繕に要します費用でございます。11節は、各広場の水道開栓手数料。12節は、各広場の維持管理を、各地区へ業務委託をお願いしております費用でございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の管理を行っているものでございます。

12節は、宮城県スポーツ協会より管理運営業務を受託いたしました業務を、体育施設の指定管理者へ再委託するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

続きまして、102ページをお願いいたします。

次に、4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上いたしております。

1節は、学校給食運営審議会委員7名及び会計年度任用職員業務員1名への報酬でございます。3節及び4節は、業務員の期末手当、勤勉手当及び社会保険料等でございます。8節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償、職員の事務連絡に係る旅費及び業務員の通勤手当でございます。10節の主なものとしまして、コピー代、児童生徒衛生管理用消耗品、児童生徒用白衣の購入等に要する消耗品費、給食センター施設運営に要する燃料費、給食運営審議会等のお茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕及び学校給食の賄材料費等でございます。11節は、電話料、給食センター及び学校給食検便等の検査手数料、建物火災保険料及び公用車の自動車損害保険料。12節は学校給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設設備の維持管理及び保守点検等の委託料。13節は印刷機、ガスフライヤー、フードスライサー、浸透槽つき食器洗浄機、食缶洗浄機、消毒保管庫等機械の借上げ、テレビ受信料、清掃用具及び栄養価計算システムの借上料等を計上しております。

103ページをお願いいたします。

14節は、ボイラー給水配管更新工事及び地下タンク漏えい検知センサー交換工事に要する費用。17節は天ぷら入れコンテナ、フルーツボックスなどの備品購入に要する経費。18節は、全国学校栄養士協議会宮城県支部ほか3団体への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費から、104ページの一番上の表にあります10款3項文教施設災害復旧費までは科目設定でございます。

11款公債費につきましては、11の金融機関等への元金償還及び利子支払い額を計上いたしております。なお、元金償還金の中には、災害援護資金貸付金に係る県への償還金1,438万8,000円を含んでおります。

12款予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により計上いたすもので、前年度と同額を計上いたしております。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、説明書128ページをお願いいたします。

議案第35号令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

令和7年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は歳入歳出予算でございます。

第1項歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億9,038万7,000円と定め、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条は一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

134ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国保税は、県から示された算定保険税総額を基に、低所得者層に対する軽減措置等を考慮し、予算措置したものでございます。

2 目退職被保険者等国保税は科目設定でございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料及び3 款 1 項 1 目国庫補助金は科目設定でございます。

135ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、医療費に係る普通交付金及び保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金としての特別交付金でございます。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は国庫財政調整基金利子でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、それぞれの節のとおり、法定ルールでの繰入金でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金から136ページ、8 款 2 項雑入までは全て科目設定でございます。

預金利子については、預金種別変更に伴う廃目でございます。

137ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

10節は事務用消耗品代、資格確認証等の印刷代でございます。

11節は、資格確認証更新や支給決定通知等の郵送料及び高額療養費に係ります交付金口座振替振込手数料でございます。12節は、保険者事務共同電算処理情報集約システム、資格確認証年次更新業務、実績報告調整交付金システム保守業務等の委託料でございます。

2 目18節は県国保連合会への負担金でございます。

2 項 1 目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

10節は事務用消耗品代、納税通知書等印刷代でございます。

138ページをお願いいたします。

11節は納税通知書等郵送代。コンビニ収納、口座振替等手数料でございます。12節は、納税通知書等印刷業務委託料でございます。

3 項 1 目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

1 節及び8 節は、運営協議会委員報酬及び委員費用弁償でございます。10節は、参

考図書代、会議時お茶代等でございます。11節は、会議案内等郵送料金でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費までの18節は、それぞれの医療費の保険者負担分で国保連合会等への負担金でございます。

5目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

139ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費までの18節は、それぞれ自己負担限度額を超える分について公費負担をするものでございます。

3項移送費は、病院間の緊急的な費用に係る経費でございます。

140ページをお願いいたします。

4項1目は出産一時金で被保険者への支給するものでございます。

2目12節医療機関への直接支払い制度による国保連合会への委託料でございます。

5項葬祭費は葬祭費用でありまして、1件5万円の支給でございます。

6項傷病手当金は科目設定でございます。

3款1項医療給付費分から、141ページ、3項介護納付金までは県への納付金でございます。なお、退職被保険者等に係ります医療給付費及び後期高齢者支援金等分については、退職者医療制度廃止により、納付金については7年度から廃目とするものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生普及費でございます。保健衛生普及費の主なものといたしましては、医療費適正化に係ります後発医薬品の利用啓発及び特定保健指導や特定健診受診者の重症化予防、生活習慣病予防などの健康増進事業に係る経費となります。

1節及び8節は、特定健診受診者の重症化や、糖尿病性腎症の発症予防のための訪問指導、生活習慣病予防セミナー等に從事いたします看護師、保健師等の専門職の会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は、特定健診受診者の重症化予防、セミナー等で用います啓発資料やパンフレットなどの購入、後発医薬品希望シ

ール、医療費通知の封筒の印刷に要します経費でございます。11節は、同じく医療費通知、特定健診結果等の通知の郵送料、糖尿病性腎症重症化予防での医師からの指示書作成に係ります手数料でございます。12節は、医療費通知作成業務、特定健診重症化予防特定保健指導、生活習慣病予防セミナーのほか、健診会場などで新たに実施いたします野菜摂取量の測定会の実施、血糖値が高い方を対象としました生活習慣改善のための教室開催に係る業務委託費でございます。

142ページをお願いいたします。

13節は、保健事業分析ツール等の更新に要します費用でございます。

続きまして、2項1目特定健康診査等事業費でございます。40歳から74歳の方を対象に実施いたします特定健診に要する経費となります。

10節は、一般事務費のほか、特定健診の受診票発送用封筒の印刷費。11節は特定健診受診票、健診結果の郵送料、特定健診受診券発行に係ります県医師会への手数料の支払いに要する費用でございます。12節は、特定健診業務、国保連合会と連携して実施いたします受診率向上支援業務データ管理業務等の委託費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、5款1項基金積立金は、基金利子相当分を積立てするものでございます。

6款1項1目から143ページ、5目までの22節は、国保税の還付金及び還付加算金等でございます。

7款は予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、150ページをお願いいたします。

議案第36号でございます。

令和7年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億6,496万7,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページ以降の第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、債務負担行為でございます。

第2条といたしまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、154ページの第2表債務負担行為によるものでございます。

154ページ、第2表債務負担行為をお願いいたします。

債務負担行為をお願いする事項につきましては、高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務でございます。期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

150ページにお戻り願います。

第3条は、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

156ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料と滞納繰越分の見込額を計上したものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の法定負担分の現年度国庫負担金を見込んだものでございます。

同じく、2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の国の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2目から4目につきましては、地域支援事業、保険者機能強化推進事業、保険者努力支援事業に係る国庫交付金でございます。

157ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付負担金、2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でござい

ます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の法定負担分の現年度県負担金を見込んだものでございます。

2項財政安定化基金支出金の1目交付金、2目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

同じく、3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係る介護予防日常生活支援事業、包括的支援事業に係る県交付金でございます。

次に、6款1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子の見込額でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節は介護給付費の町の法定負担分。2節、3節は職員給与費及び事務費。

158ページをお願いいたします。

4節は、地域支援事業及び5節は、低所得者保険料軽減繰入金を町負担分として一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整によります繰入金でございます。

8款1項1目繰越金につきましては前年度からの繰越金。

9款諸収入でございます。

1項1目から3項3目につきましては科目の設定でございます。

159ページをお願いいたします。

同じく、4目雑入につきましては、配食サービス利用者負担金の収入でございます。

160ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員3名及びフルタイム会計年度任用職員2名の人件費、事務費、運営経費等でございます。

2節から4節までは、職員の人件費に要します費用でございます。

10節は事務用品等の消耗品費、被保険者証、限度額認定証、介護事務用品、封筒の印刷代でございます。

11節は被保険者証の郵便代、介護給付費通知作成処理に係る手数料でございます。

12節は、介護保険システムプログラム、介護保険台帳システム保守料に要する費用でございます。18節は、認知症の人と家族の会宮城県支部及び宮城県国民健康保険団体連合会への保険者改選高速化セキュリティーソフト更新費への負担金でございます。

24節は、介護保険財政調整基金への積立金でございます。

161ページをお願いいたします。

同じく、2項1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。10節は、事務用品、介護保険料の決定及び納付書、督促状、口座振替済み通知書の印刷に要します費用でございます。11節は、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書発送の郵便代、口座振替、コンビニ収納に要します手数料でございます。12節は、督促状業務及び口座振替済み通知印刷業務などの委託料でございます。

同じく、3項1目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。

7節は、認定調査に係ります調査員の報償金でございます。8節は、認定調査員の調査業務に係ります旅費でございます。10節は、事務用品、公用車の燃料費、主治医意見書用紙の印刷代、公用車の車検整備代に要します費用でございます。11節は、認定調査結果等の郵便代のほか、趣旨意見書作成に要します手数料、自動車損害保険分担金でございます。12節は、県外施設入所分の要介護認定調査の業務委託料でございます。13節は、病院等での認定調査業務及び介護保険関係の研修会参加時の駐車場使用料でございます。18節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。26節は、公用車の自動車重量税でございます。

同じく、4項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会業務に要します費用でございます。

1節及び8節につきましては、介護保険運営委員会に要する委員15名の報酬及び費用でございます。

162ページをお願いいたします。

10節は、委員会時のお茶代でございます。12節は、令和7年度新規事業となります高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務に要します委託料でございます。

続いて、2款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費の18節は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、購入、住宅改修等の居宅介護サービスに要します給付費でございます。

2目施設介護サービス給付等費の18節は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等の施設介護サービスに要します給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費の18節は、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の18節は、地域密着型介護サービスといたしまして、グループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

同じく、2項1目高額介護サービス等費は、介護サービス利用料の1か月の支払いが、一定以上の自己負担額上限額を超えた部分の支給をするために要します費用でございます。11節は、高額介護サービス費の通知に要する郵便代及び高額介護サービス費の国保連への支給処理手数料でございます。18節は、高額介護サービスに要します給付費でございます。

163ページをお願いいたします。

2目高額医療合算介護サービス費の18節は、介護と医療の1年間の利用料が、一定の自己負担額上限額を超えた場合、その超えた部分の介護保険分を支給することに要します経費でございます。

3項1目介護……。

議長（今野善行君）

すみません。ここで暫時休憩したいと思いますので、まだ大分ありますので。暫時休憩します。再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長早坂 基君。

福祉課長（早坂 基君）

それでは休憩前に引き続き、3項1目からお願いをいたします。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の18節は、要支援1、2の方の介護予防サービス等に係ります給付費でございます。

4 項 1 目特定入所者介護サービス等費の18節は、介護保険施設入所に係ります低所得者の居住費、食費の負担を軽減するために給付する介護サービス等費でございます。

5 項 1 目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料として、宮城県国保連合会への手数料でございます。

3 款 1 項 1 目第 1 号被保険者還付加算金の22節は、第 1 号被保険者への還付加算金でございます。

164ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費につきましては、要支援、要介護状態にならないための介護予防、生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費の18節は、訪問型、通所型介護サービス事業に要します費用でございます。

同じく、2 目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護予防ケアマネジメント事業に係ります負担金でございます。

同じく、2 項 1 目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の普及啓発及び介護予防の地域活動を支援するために要します費用でございます。

7 節は、生き生きサロンの介護予防に係ります出前講座の講師及び生き生きサロンボランティア研修会開催時の講師謝礼でございます。10節は、介護予防パンフレット等の事務用品代でございます。

3 項 1 目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう訪問相談、実態把握を行い、適切なサービスにつなげられるよう支援するために要します費用でございます。

7 節は、スーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

165ページをお願いいたします。

2 目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から、権利擁護のために必要な支援を行うための費用でございます。7 節は、町の虐待対応ケースに助言をいただくための高齢者虐待対応実務者会議時の弁護士等への講師謝礼及び権利擁護研修会開催時の講師謝礼等に要します費用でございます。10節は、参考図書等の消耗品費、高齢者虐待対応法実務者会議のお茶代でございます。12節は、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3 目包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域の関係機関との連携により、包括的、継続的なケアマネジメントを実践するための経費でございます。

2節から4節は、職員4名及びフルタイム会計年度任用職員1名分の人件費等に要します費用でございます。10節は、事務用品用の消耗品でございます。12節は、令和2年度から業務を委託しております地域包括支援センター運營業務委託に要します費用でございます。13節は、高齢者相談対応支援チームに要します費用でございます。

4目生活支援体制整備事業費は、高齢者の身近な地域住民が中心となりまして、社会福祉協議会や、ボランティア等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の生活支援体制整備に要する費用でございます。

10節は、生活支援体制整備事業の地区住民研修事務用品等の消耗品費及び地区意見交換会時のお茶代でございます。11節は、事業案内に係ります郵便代でございます。12節は、町社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症の人やその家族に係ります認知症初期支援チームを配置し、支援体制の構築と、認知症サポーターのフォローアップや、映画上映会等に要します費用でございます。

166ページをお願いいたします。

7節は、認知症ケアパス作成有識者への謝礼及び地域ケア推進会議での講師謝礼でございます。8節は、認知症初期支援チーム員研修に要します旅費でございます。10節は映画上映会、チラシ用の紙代、認知症ケアパス高齢者の生活お役立ちガイドブックの印刷代でございます。11節は、認知症サポーターフォローアップ研修会、案内通知に係ります郵便代。13節は、令和6年度に引き続き令和7年度も実施をいたします映画上映に係りますメディア利用料でございます。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス及び安心コールサービスなどの地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要します費用でございます。

7節は、安心コールセンター協力員への謝礼でございます。10節は、認知症サポーター養成講座に係るオレンジリング代。令和7年度新規事業になりますが、小学生向けの福祉教育に係ります事務用品等に要する費用でございまして、子供たちのランドセルに、こちらのオレンジリングのほう、普及させていきたいかなというふうに考えております。11節は、成年後見制度の利用支援等に係る郵便代及び医師の診断書、鑑定費用、裁判所への申立て時の印紙等の手数料、コールセンター、協力員、ボランティア保険料でございます。12節は、配食サービス、安心コールセンター業務等の委託料でございます。13節は、安心コール機器の借上料でございます。19節は、成年後見制度利用支援といたしまして、成年後見人を利用している方へ補助する費用でござい

ます。

5 項 1 目支払い審査手数料の11節につきましては、総合事業のうち、事業者サービス審査手数料として、県国保連合会に支払います手数料でございます。

167ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは説明書の176ページをお願いいたします。

議案第37号令和 7 年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,299万円と定めるものでございます。

第 2 項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第 1 表歳入歳出予算によるものでございます。

180ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入は土地貸付けに係る収入であります。

2 目利子及び配当金は基金の利子を見込むものです。

2 項 1 目不動産売払収入は科目設定です。

2 款 1 項 1 目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

3 款 1 項 1 目繰越金から、表の 2 つ下にあります 4 款 2 項 1 目雑入までは科目設定であります。

181ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。

1 款 1 項 1 目管理会費。

1 節は管理委員の報酬。8 節は管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費。9 節は会長交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、一般の事務管理費でありまして、10節は会議に要します費用のほか、予算書、決算書の印刷代及び電気料でございます。11節は、会議開催

通知用の切手代。12節は業務員業務を委託するものでございます。

2目財産管理費は、直営部分の管理経費を計上いたしております。12節は、山林巡視業務及び作業道刈り払い業務、18節は林業関係3団体への負担金であります。

3目諸費18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。

27節は事務費及び各種団体助成を一般会計に繰出しするものでございます。

182ページをお願いします。

3款予備費につきましては、前年度と同額を措置いたすものでございます。

宮床財産区特別会計は、以上でございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

議案第38号令和7年度大和町吉田財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ604万4,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

188ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、土地貸付収入を見込むものであります。

2目利子及び配当金は科目設定での計上でございます。

2項1目不動産売払収入につきましても、それぞれ科目設定の計上です。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いの財源調整でございます。

3款繰越金は科目設定です。

4款1項1目森林研究整備機構支出金につきましては、壇ノ下地内の分収造林事業でございまして、保育間伐等を実施するための計上であります。

2項預金利子から、次の3項雑入につきましては科目設定であります。

189ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費。

1節は管理委員の報酬。8節は管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費。9節は会長交際費となっております。

2款1項1目一般管理費は、一般の事務管理経費でございます。10節は、会議に要します費用のほか、予算書、決算書の印刷代等の計上であります。11節は、会議開催

通知用切手代。2目財産管理費は、直営林の整備等の費用について計上いたしております。12節は、除草業務。18節は、林業関係3団体への負担金でございます。

3目森林研究整備機構分収造林管理費につきましては、12節は保育間伐等に要する経費。14節は作業道補修工事に要する経費でございます。なお、これらの事業につきましては、全額、森林整備センターの負担において実施されるものでございます。

4目諸費につきましては、190ページをお願いいたします。

18節は、3つの財産区で構成いたしております財産区連絡協議会への負担金。27節は団体への助成として一般会計に繰出しをするものでございます。

3款予備費につきましては、前年度と同額を措置いたしております。

吉田財産区特別会計予算は、以上でございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。

議案第39号令和7年度大和町落合財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出の予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ510万3,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

196ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入。

1節は土地貸付収入でございます。2目利子及び配当金は基金の利子を見込んでおります。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整であります。

3款から以下の4款につきましては、科目設定でございます。

197ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費。

1節は管理委員の報酬。8節は管理委員の費用弁償、研修旅費のほか、随員職員分の旅費でございます。9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費。10節は、会議に要します費用のほか、予算書、決算書の印刷代の計上でございます。11節は、会議開催通知用切手代であります。

2目財産管理費。12節は土地境界の刈り払い業務。

3目諸費の18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金

であります。27節は、事務費及び各種団体助成等に要する費用として一般会計に繰出しをするものでございます。

3款予備費につきましては、前年度と同額を措置いたすものでございます。

落合財産区特別会計予算は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

続きまして、199ページをお開き願います。

議案第40号令和7年度大和町奨学事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ759万7,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、202ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款財産収入は基金利子の見込額での計上。

2款寄附金は科目の設定。

3款繰入金は歳出見合いによる奨学事業基金からの繰入金でございます。

4款繰越金は見込額の計上。

5款1項町預金利子は科目の設定。

5款2項貸付金元利収入は、現年度分、過年度分合わせまして、奨学金の貸与者35名からの償還金を計上いたしております。

203ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節は、高校生新規3名、大学生新規10名、継続9名の22名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2目事務費の1節及び8節は奨学事業審議会委員6名の報酬と費用弁償。10節は予算書、決算書の印刷製本。11節は郵便料金等。24節は、生涯事業基金への積立金の科目設定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、説明書205ページをお願いいたします。

議案第41号令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和7年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は歳入歳出予算でございます。第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億551万5,000円と定め、第2項歳入歳出予算の款項の区分、金額は、第1条によるものでございます。

209ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、被保険者の保険料でございます。

1目特別徴収保険料は年金天引き分、2目普通徴収保険料は納付書による収納分でございます。

2款1項1目督促手数料は科目設定でございます。

3款1項1目は人件費、事務費繰入れでございます。

2目は保険基盤安定繰入金でございます。

4款1項1目繰越金及び5款1項1目延滞金は科目設定でございます。

2項は保険料還付金及び還付加算金でございます。

3項雑入は科目設定でございます。預金利子については、預金種別変更に伴う廃目でございます。

211ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

1節及び8節は、パートタイム会計年度任用職員報酬及び通勤手当でございます。

10節は事務用消耗品代、予算決算書の印刷代でございます。11節は、資格確認証発送等郵送料でございます。

2項徴収費は、保険料徴収に要する経費でございます。

10節は事務用消耗品代、保険料通知書等の印刷代でございます。11節は、通知書郵送代、口座振替、コンビニ納付に係る手数料でございます。12節は、納入通知書等印刷業務の委託料でございます。

212ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目は、県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

3 款 1 項は保険料還付金及び還付加算金でございます。

4 款は予備費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、219ページをお願いいたします。

議案第42号令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

令和7年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は歳入歳出予算でございます。

第1項歳入歳出予算の総額はそれぞれ16億4,453万円と定め、第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によるものでございます。

222ページをお願いいたします。

第2表地方債でございまして、起債の目的ごとの限度額でございます。公共事業等債は3億6,850万円、都市開発事業債は8億4,160万円、合計で12億1,010万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、224ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目保留地処分金は科目設定でございます。

2 項 1 目土地区画整理事業負担金は、道路整備に係ります公共施設管理者からの負担金でございます。

2 款 1 項 1 目土地区画整理費国庫補助金は、都市計画街路事業のほか都市再生区画整理事業補助金でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

4 款 1 項 1 目は繰越金。

5 款 1 項 1 目預金利子及び 2 項 1 目雑入は科目設定でございます。

225 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目土地区画整理事業債の 1 節及び 2 節は、本年度の予定額を記載、計上しておるものでございます。

続きまして、226 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目総務管理費は、職員 2 名分の人件費でございます。

2 項 1 目土地区画整理事業費の 1 節及び 8 節は、土地区画整理審議会委員の報酬及び旅費でございます。10 節は、事務用消耗品費用のほか、審議会開催時等でのお茶代、資料印刷代。11 節は郵便代。12 節は、東部土地区画整理事業の調査設計等業務に要します費用をお願いするものでございます。14 節は、東部土地区画整理事業の造成工事に要します費用でございます。21 節は、事業地内電柱移設及び上水道移設、水田の休耕補償のほか、移転対象者 18 名の移転に要します費用でございます。

227 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目元金は予算科目設定でございます。

2 目利子は利子償還予定額でございます。

3 款は予備費でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

続きまして、予算に関する説明書 234 ページをお願いいたします。

議案第 43 号令和 7 年度大和町下水道事業会計予算についてであります。

第 1 条は総則でございます。

令和7年度大和町下水道事業会計の予算は、次の定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量は次のとおりとするもので、（1）接続戸数は1万1,581戸、（2）年間総配水量は、359万397立米、（3）1日平均配水量は9,837立米、（4）主な建設改良事業、下水道施設の改良及び拡張工事は1億8,803万3,000円としてございます。

第3条収益的収入及び支出の予算額は次のとおり定めるものでございます。

収入の1款下水道事業収益1項営業収益、2項営業外収益は、それぞれ記載の額でございまして、合計で9億1,514万6,000円。

支出の1款下水道事業費用1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失は、それぞれ記載の額でございまして、合計では8億8,995万円としているものでございます。

235ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとするものでございます。

収入は、1款資本的収入1項企業債から4項負担金等までで、それぞれ記載の額でございまして、合計3億2,079万4,000円。

支出は1款収益的支出1項建設改良費、2項企業債償還金は、それぞれ記載の額で合計5億2,340万9,000円としてございます。

4条の括弧書き。資本的収入額が資本的支出額に対し不足となります額2億261万5,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条債務負担行為でございます。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものでございまして、事項といたしましては、水洗便所改造資金利子補給及び水洗便所改造資金損失補償で、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、236ページをお願いいたします。

第6条企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条は一時借入金。

一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるものでございます。

(1) 営業費用、(2) 営業外費用とするものであります。

第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費で(1) 職員給料費3,429万6,000円であります。

第10条他会計からの補助金は、下水道事業会計のため一般会計からこの会計補助を受ける金額は3億4,391万5,000円とするものであります。

続きまして、予算に関する説明書の237ページから240ページは、収益的収支及び資本的収支の実施計画となります。

241ページから244ページは、職員の給与費明細等となっております。

245ページから246ページにつきましては、債務負担行為で、本年度提出分及び過年度議決分となっております。

続きまして247ページをお願いいたします。

令和7年度大和町下水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの現金の動きを記載しているものでございます。記載の数字は円単位としてございますが、読み上げは1,000円単位でご説明を申し上げます。

1、営業活動によるキャッシュフローにつきましては、業務実施による資金の収支や投資、財政活動以外の収支でございまして、合計で3億419万5,000円でございます。

2、投資活動によるキャッシュフローは、業務活動の基礎となる工事請負費等のほか、補助金等の収支でございまして、合計マイナス4,914万2,000円。

3、財政活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや企業債の償還による収支でございまして、合計マイナス1億3,637万5,000円であります。

3つの活動によりますキャッシュフロー合計といたしましては、1億1,867万7,000円の増額となり、資金期首残高と合わせました資金期末残高といたしましては、5億4,076万6,000円となるものであります。

続きまして248ページをお願いいたします。

令和7年度大和町下水道事業予定貸借対照表でございます。記載の数字は円単位でありますが、読み上げは1,000円単位で説明を申し上げます。

主なものでございますが、資産の部1、固定資産(1) 有形固定資産、イの土地及びロの建物は宮床クリーンセンター等に係るもの。ハの構造物は、管路等施設。ニの機械及び装置は、マンホールポンプ場などがございます。有形固定資産としましては、90億2,289万2,000円であります。(2) 無形固定資産、イの施設利用権は吉田川流域下水道処理場利用権で11億6,381万円。有形無形の合計といたしましては、101億

8,670万3,000円となっております。その下段は、2、流用資産となります。（1）現金預金、（2）未収金等の合計で、5億9,051万6,000円。固定資産、流動資産の合計では、107億7,722万円となるものでございます。

249ページをお願いいたします。

負債の部3、固定負債であります。（1）企業債の建設改良費の企業債では、26億2,620万9,000円。ロのその他の企業債を加えました企業債合計では、27億3,125万8,000円となるものでございます。

4、流動負債は、（1）企業債から（3）引当金の合計で3億6,018万3,000円。

5の繰延収益は、（1）長期前受金、（2）収益化累計額の合計で、43億6,820万8,000円であり、負債合計では74億5,965万円となるものでございます。

250ページをお願いいたします。

資本の部6、資本金は31億3,016万6,000円であり、7剰余金は（1）資本剰余金、（2）利益剰余金で1億8,740万3,000円。資本金、剰余金を合わせました資本合計では、33億1,756万9,000円となるものであります。

249ページの負債と資本の合計額では107億7,722万円となり、248ページの資産合計額と同額となるものであります。

次に、251ページをお願いいたします。

令和6年度大和町下水道事業予定貸借対照表についてでございます。令和6年度決算見込みによる期末予定額となります。読み上げは1,000単位でご説明を申し上げます。

主なものでございますが、資産の部1、固定資産の有形及び無形固定資産を合わせました合計額は、104億5,393万6,000円。2、流動資産は、現金預金、未収金の合計で、4億8,636万2,000円となり、固定、流動を合わせました資産合計では、109億4,029万8,000円となるものであります。

252ページをお願いいたします。

負債の部であります。

3、固定負債の企業債は、建設改良等財源の企業債とその他の企業債の合計額で、28億6,312万2,000円。4、流動負債は、企業債、未払金、引当金の合計で3億6,433万2,000円。5、繰延収益は、長期前受金収益化累計額の合計で44億995万円となり、それらの合計額76億3,740万5,000円が負債合計となるものであります。

253ページをお願いいたします。

資本の部となります。

6、資本金は固有繰入資本金の自己資本金で31億3,016万6,000円。7、剰余金は資本剰余金、利益剰余金の合計で、1億7,272万7,000円。それらの資本合計では、33億289万3,000円となります。

252ページの負債と資本の合計では、109億4,029万8,000円であり、251ページの資産合計と同額となるものであります。

254ページをお願いいたします。

令和6年度大和町下水道事業予定損益計算書についてであります。

1、営業収益と2、営業使用についての収支といたしましては、3億7,923万6,000円の損失となるもの。3、営業外収益と4、営業外費用についての収支は、285万6,000円の利益となるものでございまして、この金額が令和6年度の純利益となるものと予定してございます。また、純利益に前年度繰越利益剰余金を加えました額、857万1,000円が当年度末処分利益剰余金として予定しているものであります。

255ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記といたしましては、1、固定資産の減価償却の方法、2、引当金の計上方法、3、その他会計に関する書類のための基本となる重要事項について、記載のとおりとしてございます。

256ページは、4、セグメント情報に関する事項でございまして、(1)報告セグメントの概要では、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3事業の内容について記載しております。(2)報告セグメントごとの収益等は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの収支予定を、項目ごとに記載しておるものでございます。

次に、257ページでございます。

令和7年度大和町下水道事業会計予算実施計画内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入となります。

1款下水道事業収益1項営業収益1目使用料は、下水道の使用料。2目その他営業収益の手数料は、指定工事店、責任技術者の更新手数料、事業負担金は、小鶴沢循環線等の維持管理費用の一部を、宮城県環境事業公社から負担いただく負担金。2項営業外収益1目受取利息及び配当金、預金利息は預金の利子でございます。

2目他会計補助金、一般会計補助金は、下水道3事業に係る繰入金。3目長期前受金戻入は、前年度分補助事業の減価償却見合い分の収益化を図るものであります。

4目雑収益その他の雑収益は、宮城県建設センター等からの上下水道フェアに係る助成金のほか、申請用紙代等となります。

258ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目環境費は、公共下水道事業の汚水、雨水に係る費用でございまして、主なものについて説明を申し上げます。

公債費は、町制施行70周年記念事業として実施する下水道マンホールぶたデザインコンクールに要する記念品代。修繕費は、マンホールポンプや汚水管渠等修繕に要する費用。手数料は、水道事業が支払う下水道使用料取扱いに要する手数料などの費用。委託料は、管路に係る清掃や接続点等の水質調査及び消費税申告のほか、上下水道フェア等に係る費用でございます。賃借料は、積算システム利用料のほか、マンホールポンプ制御盤用地の借上料、材料費は、下水道マンホールぶたデザインコンクール受賞マンホールぶた製作費などでございます。負担金は、日本下水道協会の会費のほか、仙台市や大衡村へ支払います宮城大学や糸繰マンホールポンプ場維持管理に要する負担金。動力費は、マンホールポンプ場動力電気料でございます。

259ページをお願いいたします。

2 目処理施設等費であります。農業集落排水事業分の費用でございまして、修繕費は、マンホール周辺の舗装修繕や、処理場機械等修繕に要する費用。委託料は、処理場の汚泥処理、清掃等の維持管理費。動力費は、処理場等の動力電気料であります。

その下段は、3 目浄化槽費でございます。合併処理浄化槽分の費用となります。修繕費は、浄化槽本体やブローアなどの修繕に要する費用、手数料は、水道事業や支払う下水道使用料取扱いに要する手数料のほか、浄化槽の法定検査に要する費用でございます。

260ページをお願いいたします。

委託費は、浄化槽保守や清掃等に要する費用。負担金は、宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会の負担金でございます。

4 目総係費は、貸倒引当金繰入額。

5 目流域下水道維持管理負担金は、吉田川流域下水道維持管理に係る負担金でございます。

6 目減価償却費は有形無形固定資産の当年度の償却費であります。

2 項営業外費用 1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還利子。

3 目特別損失は、消費税や貸倒引当金などであります。

続きまして、261ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入となります。

1 款修復資本的収入 1 項企業債 1 目企業債の建設事業債は、公共下水道、合併処理

浄化槽整備事業に係るもの。資本費平準化債は公共下水道に係るもの。その他の企業債は、流域下水道負担金に要するものでございます。

2 項他会計補助金は、一般会計からの繰入金で、公共下水道の流域下水道建設負担金企業債対象分及び普及特別対策経費元金相当分などであります。

3 項国庫補助金は、公共下水道事業計画等変更や、官民連携可能性調査などの国庫補助金。

4 項負担金等 1 目受益者負担金は、公共下水道事業の受益者負担金。

2 目受益者分担金等は、農業集落排水事業分担金及び合併処理浄化槽分担金でございます。

262ページをお願いいたします。

支出となります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目環境施設の委託料は、公共下水道事業計画等変更や官民連携可能性調査のほか、宮床農業集落排水事業施設等統廃合検討業務などでございます。工事請負費は、令和 4 年度実施の管路調査により修繕が必要となりました管路の更生工事のほか、マンホールポンプ施設監視装置更新工事などでございます。

2 目浄化槽費節の工事請負費は、年 6 基予定の浄化槽整備費用、負担金は吉岡土保田区の下水道区域内での浄化槽設置における補助金。

3 目流域下水道建設負担金は、吉野川流域下水道建設負担金。

2 項企業債償還金は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業に係る企業償還金でございます。

下水道事業の説明……。

議 長 （今野善行君）

すみません。ちょっとお諮りをします。水道事業会計予算残ってるんですが、あと 20 分ぐらいかかりそうですが、このまま続けてもいいか、休憩した上でか。ちょっとお諮りしたいんですが、休憩。

それでは暫時休憩いたします。再開は午後 1 時からいたします。

午前 11 時 56 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

それでは午後もよろしくお願いいたします。

予算に関する説明書263ページをお願いいたします。

議案第44号令和7年度大和町水道事業会計予算についてであります。

第1条は総則でございます。

令和7年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量は次のとおりとするもので、（1）給水戸数は1万2,150戸。（2）年間総給水量は303万6,800立米。（3）1日平均給水量は8,320立米としてございます。

第3条収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定めるものでございまして、収入の1款水道事業収益1項営業収益、2項営業外収益は、それぞれ記載の額でございまして、合計9億7,684万9,000円。

支出の1款水道事業費用1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失はそれぞれ記載の額でありまして、合計では9億6,583万1,000円としているものであります。

264ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとするものでございます。

収入の1款資本的収入1項企業債から3項国庫補助金までは、それぞれ記載の額で合計5億293万1,000円。

支出は1款資本的支出1項建設改良費から3項国庫補助金返還金までは、それぞれ記載の額で合計6億6,883万8,000円としてございます。

4条の括弧書き。資本的収入額が資本的支出額に対し不足となります額1億6,590万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条企業債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

第6条は一時借入金でございます。一時借入れの限度額は1億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございまして、（１）営業費用、（２）営業外費用とするものであります。

第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費で、（１）職員給与費5,199万7,000円であります。

第9条他会計からの補助金は、営業助成のため一般会計から水道事業会計補助を受ける金額でございまして、8,236万5,000円とするものであります。

第10条棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものであります。

続きまして、予算に関する説明書の266ページから269ページは、収益的収支及び資本的収支の実施計画となります。

270ページから275ページは職員の給与明細となっておりまして、

276ページは債務負担行為で過年度議決分となっておりまして、

続きまして、277ページをお願いいたします。

令和7年度大和町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございまして、

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの現金の動きを記載したものでございまして、記載の数字は円単位としておりますが、読み上げは1,000円単位でご説明申し上げます。

1、営業活動によるキャッシュフローにつきましては、営業実施による資金の収支や投資財務活動以外の収支でございまして、合計1億3,163万円。

2、投資活動によるキャッシュフローにつきましては、営業活動の基礎となる工事請負費等のほか、補助金等の収支で合計マイナス4億6,065万3,000円。

3、財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや企業債の償還による収支でございまして、合計3億4,965万5,000円。3つの活動によるキャッシュフローでは、合計2,063万2,000円の増額となり、資金期首残高と合わせた資金期末残高としましては、6億3,341万1,000円となるものであります。

続きまして、278ページをお願いいたします。

令和7年度大和町水道事業予定貸借対照表であります。記載の数字は円単位でございまして、読み上げは1,000円単位でご説明申し上げます。

主なものでございまして、資産の部1、固定資産の（１）有形固定資産は、配水管や機械設備など、（２）無形固定資産はダム使用権など、（３）投資その他資産は有価証券でございまして、それらの合計では69億3,673万6,000円となっております。

その下段は、2、流動資産でございまして、（１）現金預金から（４）その他の流

動資産で、合計では7億3,902万円となっております。固定、流動資産の合計額といたしましては76億7,575万7,000円となるものでございます。

続きまして、279ページをお願いいたします。

負債の部3、固定負債となります。（1）企業債イの建設改良の企業債では、15億671万4,000円。4、流動負債は、（1）企業債から（4）その他の流動負債の合計で、1億4,928万4,000円。5、繰延収益は、（1）長期前受金、（2）収益化累計額の合計で、19億6,158万5,000円であり、負債合計といたしましては、36億1,758万4,000円となるものであります。

280ページをお願いいたします。

資本の部6、資本金は33億6,226万円。

7の剰余金は、（1）資本剰余金、（2）利益剰余金で6億9,591万2,000円。資本金と剰余金を合わせました資本といたしましては、40億5,817万2,000円となります。279ページの負債と資本を合わせました合計は、76億7,575万7,000円となり、278ページの資産合計額と同額となるものでございます。

次に、281ページをお願いいたします。

令和6年度大和町水道事業予定貸借対照表についてであります。令和6年度の決算見込額による期末予定額となります。読み上げは1,000円単位でご説明申し上げます。

初めに、資産の部1、固定資産の有形、無形固定資産及び投資その他の資産を合わせました合計額は66億1,780万9,000円。2、流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品、その他の流動資産の合計で、6億8,864万円となり、固定、流動を合わせました資産合計では、73億645万円となるものであります。

282ページをお願いいたします。

負債の部であります。

3、固定負債の企業債は、建設改良費等財源の企業債で、11億7,602万3,000円。

4、流動負債は企業債、未払金、引当金、その他流動負債の合計で、2億1,095万4,000円。

5、繰延収益は長期前受金収益化累計額の合計額で19億3,562万8,000円となり、それらの合計額33億2,260万6,000円が負債合計となるものであります。

283ページをお願いいたします。

資本の部となります。

6、資本金は、固有、繰入資本金の自己資本金で、32億8,470万2,000円。

7、剰余金は、資本剰余金、利益剰余金の合計で、6億9,914万1,000円。それらの

資本合計では、39億8,384万3,000円となります。182ページの負債と資本を合わせた合計では、73億645万円となり、281ページの資産合計と同額となるものでございます。

284ページをお願いいたします。

令和6年度大和町水道事業予定損益計算書についてであります。

1、営業収益と2、営業費用についての収支といたしましては、1億4,143万2,000円の損失となるもの。3、営業外収益と、4、営業外費用についての収支は、5,163万5,000円の利益となるもので、5、特別損失マイナス101万1,000円を加えた金額5,062万4,000円が、令和6年度の純利益となるものと予定してございます。また、純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた額7,639万8,000円が、当年度末処分利益剰余金として予定しているものでございます。

285ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記といたしましては、1、資産の評価基準及び評価方法、2、固定資産の減価償却の方法、3、引当金の計上方法、4、その他会計に関する書類のための基本となる重要事項について、記載のとおりとしております。

続きまして、286ページをお願いいたします。

令和7年度大和町水道事業会計予算実施計画内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益 1 項営業収益 1 目給水収益は、水道料金でございます。

2 目加入金は、給水に係ります加入金。

3 目その他営業収益は、コードカバーやカウンターなどの材料収益のほか、審査、検査、回線に係る手数料、下水道等使用料徴収受託等の雑収益でございます。

2 項営業外収益 1 目他会計補助金は、宮城県からの受水費の政策的基本水量見合い分に係るもののほか、旧簡易水道事業に要する補助金などでございます。

287ページをお願いいたします。

2 目受取利息及び配当金は、預金利息及び配当金の予定額。

3 目開発負担金は、土地または建物開発等による負担金。

4 目長期前受金戻入は、国庫補助金など減価償却見合い分を計上してございます。

5 目雑収益は、第三者によります給水管等の破損修繕費のほか、放射能検査料に係る東京電力からの賠償金でございます。

次に、支出でございます。

主なものにつきまして説明いたします。

1 款水道事業費 1 項営業費用 1 目浄配水費、報酬は、窓口対応等のパートタイム任用職員の報酬。給料、手当等は職員人件費等でございます。

288ページをお願いいたします。

備消耗品は事務用品、参考図書などの購入代。印刷製本費は、検針票、納入通知書などの印刷代、通信運搬費は電話料金、テレメーターなどで使用している専用回線料金などでございます。委託料は、メーター検針、水質検査、水道メーター交換作業などに要する費用でございます。動力費は、宮床 2 号ポンプ場のほか 8 施設の動力電気料費。薬品費は、浄水に必要となります凝集剤や滅菌剤に要する費用。修繕費は、水道施設や配水管等の修繕のほか、水道メーター交換時に必要となります器具修繕などでございます。受水費は、大崎広域水道からの受水料金で、令和 6 年度とほぼ同様の量を見込んでございます。

2 目総係費報酬は、上下水道運営審議会に要します費用。旅費は上下水道運営審議会の費用弁償及び普通旅費でございます。

289ページをお願いいたします。

備消耗品保険料は、小学生高学年を対象として実施する予定の大和町水循環ツアーに要する費用。委託料は、水道事業調査の宿日直業務のほか、上水道普及啓発事業等に要する費用でございます。賃借料は、八志田橋添架施設使用料のほか、大和町水循環ツアーで使用いたしますバスの借上料でございます。

3 目減価償却費は、建物配水管等の構築物、機械装置などその他固定資産に係る令和 7 年度償却分でございます。4 目は棚卸減耗費。5 目は、コードカバーやカウンター等の材売原価を計上してございます。

2 項営業外費用 1 目は企業債の利息。

290ページをお願いいたします。

2 目雑支出は第三者による給排水管破損修繕に係る費用であります。

3 項特別損失は、過年度損益修正損で不納欠損などでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債は、難波金取南浄水場更新工事、水道事業庁舎改修工事などの実施に伴う借入れ。2 項出資金 1 目出資金は、旧簡易水道施設における起債元金に対する水道事業への一般会計からの出資金。

3 項補助金 1 目国庫補助金は、難波金取南浄水場更新工事に伴う国庫補助金でございます。

291ページをお願いいたします。

支出となります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費、節の管工事費は、県道大衡
仙台線拡幅工事に伴う配水管等の施設や、老朽化に伴います落合報恩寺地区、県道竹
谷大和線配水管布設替のほか、町道吉岡東 1 号線及び県道仙台三本木線で実施予定の
道路改良工事に伴います既存配水管を布設替えするものでございます。調査設計費は、
布設替工事を実施するための実施設計等に要する費用。

2 目水道施設更新事業は、難波金取南浄水場ろ過設備更新工事のほか、水道事業庁
舎改修といたしまして、照明灯の L E D 化や冷暖房の空調設備、防犯対策といたしま
して、監視カメラ設置工事を行うものとしてございます。

3 目鶴巢落合系送配水管強化事業は、補正予算でもご説明申し上げましたが、令和
6 年度の工事見送り分を、改めて令和 7 年で実施するものでございます。

4 目営業設備費、節の量水器は、水道メーター新設分の購入費。機械器具費は、中
峰 2 号配水地敷地に監視カメラ 5 か所分の設置に要する費用であります。

3 項国庫補助金返還金は、令和 5 年度難波金取南浄水場更新実施設計業務の国庫補
助金につきまして、令和 5 年度決算に伴い、消費税の確定申告によりましてその額が
確定しましたことから、消費税及び地方消費税に係る控除税額に返還が生じたもので
ございまして、その相当額についてお願いするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

日程第 13 「予算特別委員会の設置について」

議 長 （今野善行君）

日程第13、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第34号から議案第44号までの各種会計予算については、議長を
除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにした
と思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第40号までの各種会計予算
については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審
査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任
します。

委員長及び副委員長選任するため、暫時休憩します。

午後１時１８分 休 憩

午後１時１９分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長に梶田雅之議員、副委員長に堀籠日出子議員が選任されました。

ここで予算特別委員会が開催されますので、暫時休憩といたします。

午後１時１９分 休 憩

午後１時２４分 再 開

議 長 （今野善行君）

本会議を再開いたします。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日３月６日の午前１０時です。

大変お疲れさまでございました。

午後１時２４分 延 会